あなたに寄り添う

国民年金は「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」の3つの年金があり、"今"と"将来" を支える大切な備えです。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が 加入する国民年金の情報をお伝えします。

> 将来の年金受給権の確保だけでな 資格を確保することができます。 負ったときの障害基礎年金の受給 万一の事故などにより障害を 制度を利用することで

あります。

除」または「猶予」される制度が に困難な場合、保険料の納付が「免

国民年金保険料の納付が経済的

①免除 (全額免除・一部免除)申

請

保険料の納付が全額免除または どの理由がある場合、申請により 部免除となります。 所得が一定額以下の場合や失業な を含む)、世帯主それぞれの前年 本人、 配偶者 (別居中の配偶者

②納付猶予申請

料の納付が猶予されます。 額以下の場合に、申請により保険 含む)それぞれの前年所得が一定 本人、配偶者(別居中の配偶者を 50歳未満の人(学生を除く)で

③学生納付特例申請

どの理由がある場合、申請により 年の所得が基準以下または失業な 保険料の納付が猶予されます。 付特例を受けようとする年度の前 校に在学する学生などで、 高等専門学校、専修学校、 大学 (大学院)、短大、高等学校 、学生納 各種学

※①の免除を受けた期間は将来の

※この制度を利用すると、 す が、 されません。 期間は老齢基礎年金の額は増額 老齢基礎年金の額が増額され ②③の納付猶予を受けた

また、付加年金および国民年金 できませんのでご注意ください 年金および国民年金基金は利用 加入ができません。 基金は、過去にさかのぼっての 付 加

保険料の追納制度を ご存知ですか

額の老齢基礎年金を受け取るため 料を納付することができます。満 間および学生納付特例期間の保険 お勧めします。 の翌年度から起算して3年度目以 納めるようにしましょう。 料は、10年までさかのぼって保険 きますので早めに追納することを に、生活に余裕ができたときには .は、当時の保険料に加算額がつ ただし、免除が承認された期間 免除を受けた期間や納付猶予期



困ったら

国民年金保険料の支払い

12

になります 所得状況届

必要な案内を送付します。 けられないときは、 市区町村から所得情報の提供を受 不要になります。日本年金機構が 所得状況届は、今後、 届出に関する 原則として

時期を誕生月の末に変更します 障害状態確認届 (診断書) の提出

これまで障害状態確認届 の提出期限は7月末でしたが (診 断

障害年金を受けている人へ 歳前の傷病により

(ハガキ)の提出が不要

毎年7月末までに提出していた

い合わせ先

(6700)1165

機構より文書を送付します。 生月の3カ月前の月末に日本年金 です。8月生まれの人から順次誕 出期限が8月以降となる人が対象 誕生月の末に変更となります。 提

※050から始まる電話の場合 **23** 熊本西年金事務所お客様相談室 ル) **2**0570(05)1165 ねんきんダイヤル (ナビダイ **2** 096 (353) 0142 自動音声案内「1を押して2」

改正されました

健康増進法の改正により、望まない受動喫煙を防止 するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

○なぜ、受動喫煙を防がなければならないの?

喫煙は、タバコを吸う人はもちろん、吸わない人の病気を引 き起こすリスクを高めます。厚生労働省喫煙の健康影響に関 する検討会編 「喫煙と健康」 では、ほんのわずかな受動喫煙で ても、心臓発作のリスクが急激に増加するといわれています。

○健康増進法改正の基本的な考え方

- ① 「望まない受動喫煙」をなくす
- ②健康への影響が大きい子どもや患者などに特に配慮
- 6 施設の類型・場所ごとに対策を実施

7月1日より、学校、幼・保育園、病院および行政機関などは 原則、敷地内禁煙です(ただし、必要な受動喫煙防止対策を行 っている屋外喫煙場所の設置は可能)。望まない受動喫煙に対 するご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先 健康推進課健康推進係 ☎(25)7219